

# 道路に接する部分の緑化に 上限150,000円の補助金が出ます

## 『鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業』

令和8年度（2026年度）版

〇〇〇

家の前の植え込みを整備して素敵にしたい。

家を新築またはリフォームするので外構工事をしたい。など

道路に接する部分の緑化を検討されている方、

上限150,000円の補助金をご活用ください！



※ まち並みのみどりの奨励事業 施工例

## 目 次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 補助金交付のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 補助金申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 申請書・完了届の書き方と必要書類・・・・・・・・・・ 7
- 5 ホームページでの案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6 接道緑化のプランの立て方・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 7 樹種の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

市の木



ヤマザクラ（オオシマザクラを含む）

市の花



リンドウ

※ 市の木・市の花は、1975年（昭和50年）10月25日に制定しました。

〔問い合わせ先〕

鎌倉市 都市整備部 みどり公園課 みどり担当

電話 0467-61-3486（直通）

ファックス 0467-23-8700（市役所共通）

e-メール [midori@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:midori@city.kamakura.kanagawa.jp)

# 1 はじめに

鎌倉市では、『鎌倉市緑の基本計画』に基づき、市街地の緑を増やす取り組みを進めています。

都市の緑は、小規模な緑が単体で存在するよりも、一定のまとまりを持ち、周囲の緑とのつながりを持つことでより機能が高まります。『鎌倉市緑の基本計画』の中では、「緑の機能を向上させるためには、身近な生活空間の緑から都市レベルの緑までの連続性を向上させ、都市内に緑のネットワークが形成されていることが重要」という考えを示しています。

接道部の緑化は視認効果が高く、市街地の中で緑の連続性を高め、景観に統一性や個性を生み出すことができます。また、ブロック塀のように地震などによる崩壊の危険もなく、安全なまち並みも生み出します。

本市は、この「まち並みのみどりの奨励事業」を活用し、市民の皆様とともに建物敷地や駐車場の接道部の緑化を推進していきたいと考えています。



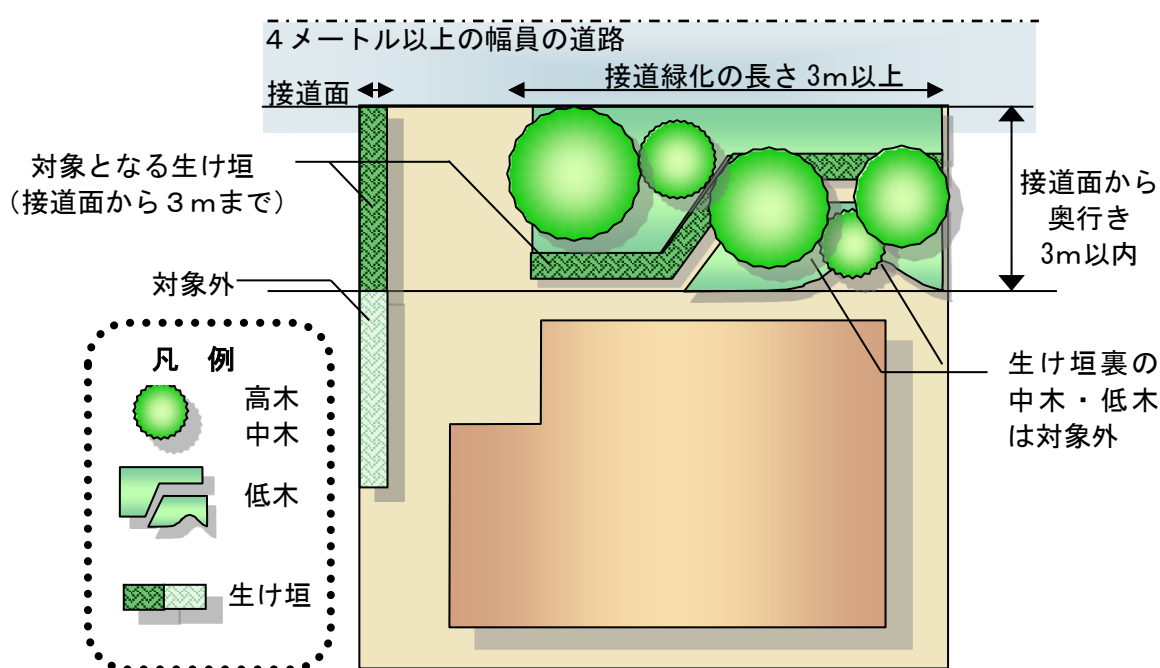
まち並みのみどりの奨励事業の活用による接道緑化の事例

※ 本事業は、鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱に基づき、市民の皆様による接道緑化を支援するものです。(要綱は17ページ)

## 2 補助金交付のあらまし

### ① 対象となる接道緑化

- 住宅、店舗、事業所等の敷地及び駐車場に新たに植栽する樹木又は生け垣であること。
- 接道緑化の長さの合計が3m以上（幅）であること。
- 接道面から3m以内（奥行き）に植栽される樹木又は生け垣であること。ただし、樹木と生け垣を組み合わせる場合、生け垣より敷地内側に植栽される中・低木は対象となりません。
- 道路側に、建築敷地の地盤面からの高さ40cm以上の塀やブロック積みが無いこと。
- 植栽後、少なくとも5年間は接道緑化として活用すること。



※ 4メートル以上の幅員の道路に接していない敷地については、一定のセットバックをすることにより対象になります。

### ② 補助金の額

- 補助金は、標準経費（6ページ参照）と工事予定額を比較し、廉価な額に補助率1/2（※）を乗じて算出します。
- 補助金の限度額は150,000円です。

※ 鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金（鎌倉市立小学校の通学路（補助金交付申請を行う年度の4月1日時点のもの）に面したものに限る。）の交付決定を受けて、1年以内にこれに替わる緑化をする場合、補助率が9/10になります。

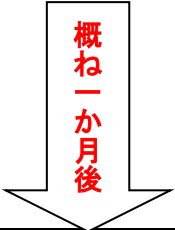
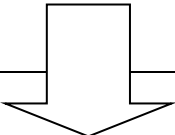
また、緑化工事を行う場所が次の地区内で、その区域に接道緑化の取り決めがある場合、補助率が2/3になります。

- 都市計画法による地区計画が定められている区域
- 鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画が策定されている地区
- 鎌倉市都市景観条例による景観形成地区

**年度内の申請額の累計が年間の予算額を超えた場合、その年度の受付を終了いたします。申請の状況については、お手数をお掛けしますが、みどり公園課までお問い合わせください。**

### 3 補助金申請の流れ

#### ① 補助金申請から補助金交付までの流れ・必要書類等

項目	必要書類等
補助金の 交付申請  <b>申請は必ず 工事着手前</b>  	<b>！注意！工事を行う前に、申請書を提出してください。</b> 【必要書類等】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ まち並みのみどりの奨励事業補助金交付申請書</li> <li>○ 対象となる緑化工事の見積書（原本）</li> <li>○ 工事前の写真（設置箇所を写したものの。何枚かに分けて撮影してもかまいません。）</li> <li>○ チェックシート（申請用）</li> <li>○ 危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書の写し（必要に応じて）</li> </ul>
補助金の 交付決定  <b>交付決定通知 が届くまで着 手しないでく ださい。</b>	申請書の内容に基づき、市の職員が現地に伺い、前面道路の幅員、工事箇所の長さ等の調査をします。 補助が適当であると認めるときは、「まち並みのみどりの奨励事業補助金交付等決定通知書」を送付します。 この決定通知書が届いた後、緑化工事を行ってください。
《緑化工事の実施》	
完了届の提出          	<b>※緑化工事が終わった後、完了届を提出してください。</b> 【必要書類等】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ まち並みのみどりの奨励事業工事完了届書</li> <li>○ 完成写真</li> <li>○ 領収書のコピー</li> <li>○ チェックシート（完了届用）</li> <li>○ 危険ブロック塀等対策事業工事完了届の写し（必要に応じて）</li> </ul>
補助金の交付	完了届を市が受理した後、市の職員が現地に伺い、申請通りに工事が行われているか確認をします。 補助金は、完了確認後、約1～2ヵ月後に、指定口座に振り込みます。

※ 合わせて「鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱」に基づく申請を行う方は、建築指導課までご相談ください。

## ② 樹木の形状

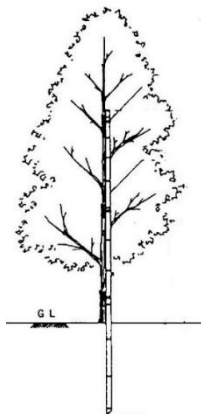
- 高木** 植栽時の樹高が3.0m以上の樹木
- 中木** 植栽時の樹高が1.5m以上3.0m未満の樹木
- 低木** 植栽時の樹高が0.2m以上1.5m未満の樹木（地被類は対象外）
- 生け垣** 樹高のほぼ均一な樹木を植え並べ、竹、丸太等を補助材料に用いた垣根で、植栽時の樹高が0.5m以上であり、生け垣の長さ1.0m当たり2本以上の樹木が植栽されているもの

## ③ 風除け支柱の設置

支柱は竹や丸太を資材として苗木に結束するもので、樹木が倒れたり風によって揺れ動いたりしないように固定させ、根付きをよくするために設置します。中木・高木・生け垣は、樹木の高さに応じて適切な種類の支柱を選択し、必ず設置してください。（樹木の根がしっかり張って、自立できるまで成長した後は、支柱を撤去してかまいません。）

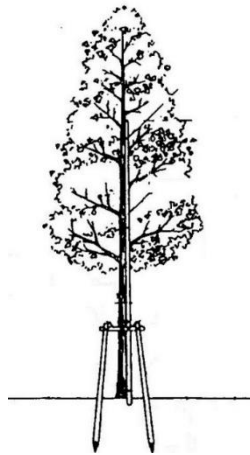
### 図 支柱の例

設置の目安  
樹木の高さ  
1.5m～2.5m



添え柱支柱

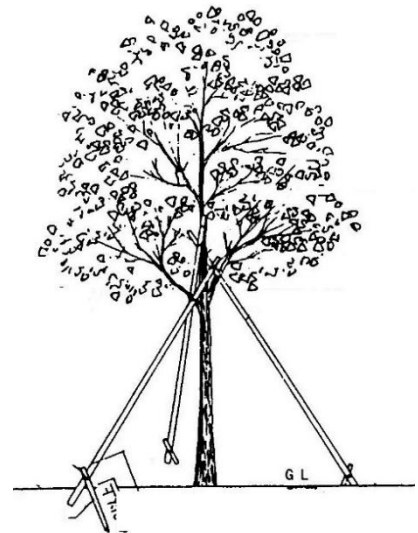
設置の目安  
樹木の高さ  
2.5m以上



二脚鳥居支柱

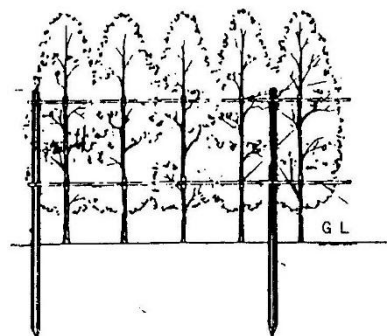
設置の目安

樹木の高さが2.5m以上で、  
幹の太さが直径7cm以上



八ツ掛支柱

生け垣支柱



#### ④ 標準経費（令和8年4月～令和9年3月）

令和8年度の標準経費は、次のとおりです。（樹木費・資材費・手間賃等を基礎に算出しています。）

区分	植栽時の樹高	標準経費
高木	3.0m以上	32,600円/本
中木	2.5m以上、3.0m未満	22,800円/本
	2.0m以上、2.5m未満	14,000円/本
	1.5m以上、2.0m未満	7,600円/本
低木	1.0m以上、1.5m未満	4,400円/本
	0.5m以上、1.0m未満	2,000円/本
	0.5m未満	1,400円/本
生け垣	1.5m以上	17,200円/m
	1.2m以上、1.5m未満	13,500円/m
	1.0m以上、1.2m未満	11,900円/m
	0.5m以上、1.0m未満	5,300円/m

#### ⑤ 次の場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

- 販売を目的として所有する建物敷地等の接道緑化をする場合
- 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく開発事業を行う場合
- 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例等の規定により緑化が行われた建物敷地において、事業完了後5年以内に植栽の変更を行う場合で、変更後の緑化が同条例等の基準に合致しなくなる場合
- 過去5年以内にこの補助金を受けた敷地に接道緑化をする場合
- 接道緑化の対象となる植栽等の道路側に、塀等の工作物が設置又は計画されている場合（ただし、敷地地盤面から40cm以内の高さの塀等の工作物や透過性が高いフェンスである場合は補助対象となります。）
- 次の樹種を使用する場合  
ビャクシン類（カイツカイブキ・ハイビャクシン・一部のコニファー等）、キョウチクトウ、竹類

#### ⑥ 申請時の植栽計画と異なる植栽工事が行われた場合は、交付決定を取り消すことがありますのでご注意ください。（要綱第11条）

## 4 申請書・完了届の書き方と必要書類

- ①補助金の申請にあたっては、「補助金交付申請書」及び「チェックシート」に必要事項を記入し、添付資料と共にご提出ください。

### 交付申請書の書き方（記入例は9ページ）

#### !!ご注意ください!!

申請書類はボールペンで記入し、こすると消えるペンは使わないでください。

#### 【設置場所】

緑化工事を行う敷地の所在地（住居表示又は番地）を記入してください。

#### 【接道緑化の取り決めの有無】

緑化工事を行う場所が、次の地区内で接道緑化の取り決めがあるときは「有」に、それ以外の場合は「無」にチェックしてください。（要綱第5条）

- ・都市計画法による地区計画が定められている区域
- ・鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画が策定されている地区
- ・鎌倉市都市景観条例による景観形成地区

※ ご不明であれば、みどり公園課までお問い合わせください。

#### 【危険ブロック塀等対策事業補助金交付の有無】

危険ブロック塀等対策事業補助金（鎌倉市立小学校の通学路に面したものの）の交付を受けて接道緑化を行う場合は「有」に、それ以外の場合は「無」にチェックしてください。

※ 危険ブロック塀等を除却する場合の補助金制度について詳しくは、建築指導課までお問い合わせください。

代表番号（0467-23-3000）

#### 【工事期間】

工事の予定期間を記入して下さい。

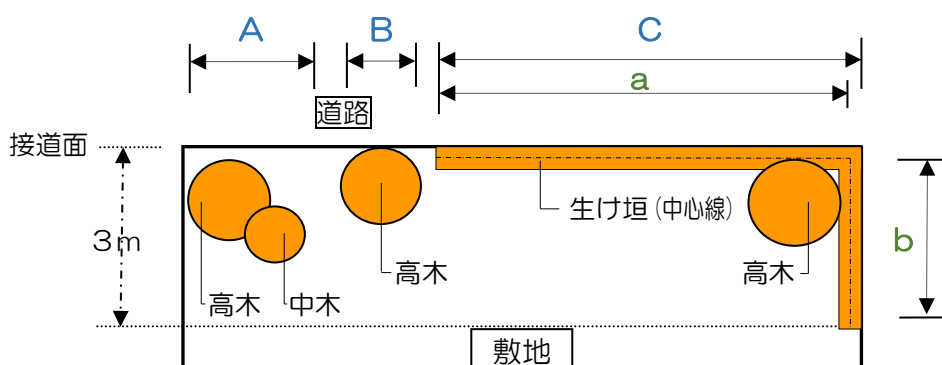
- ・市が申請書を受理した後、交付決定をするまで1ヵ月程度要します。このため、工事期間は申請日から1ヵ月後以降の日程をご記入ください。

#### 【工事予定額】

補助対象となる工事の見積金額を記入してください。

### 【緑化の内容：延長】

接道面から見た延長（図A+B+Cの長さ）を記入してください。



※ 樹木の生長により、隣接地や道路に枝等が越境することがないように、植栽の適切な配置や維持管理に努めてください。

### 【緑化の内容：樹木】

区分：植栽時の樹高により、該当するところに「○」を付けてください。  
（5ページ「②樹木の形状」を参照してください。）

支柱：支柱の種類は、5ページの図を参考にするか、みどり公園課又は工事業者に確認し、必ず記入してください。

### 【緑化の内容：生け垣】

延長：生け垣の中心の延長（図のa+bの長さ）をご記入ください。

### 【添付書類：接道緑化工事見取り図】

10ページを参考に、樹木の位置や接道緑化の長さを明記してください。

### 【添付書類：現況写真】

設置する場所の全体を、工事前の状況が分かるように撮影してください。

### 【添付書類：見積書】

添付する見積書は、補助対象となる接道緑化の工事予定額のみが記載されているものとしてください。

補助対象となる費用は、樹木費、支柱や客土などの資材費、手間賃、諸経費及び消費税相当額です。

※ 既存の樹木や塀の撤去費、敷地内の既存樹木の移設費、残土処分費などは補助対象外です。対象外の項目が記載されていると、人件費、運搬費、諸経費などの比率が分からないことから、これらを補助金額の算定の根拠から除外して補助金額を算定することとします。これにより、補助金額が低く算出されてしまう可能性があるため、補助対象のみ記載されている見積書をご用意ください。

# 記入例

まち並みのみどりの奨励事業補助金交付申請書

令和8年〇月×日

(宛先) 鎌倉市長

住所..... 鎌倉市御成町18番10号.....

フリガナ..... カマクラ タロウ.....

氏名..... 鎌倉 太郎.....

申請人..... (法人の場合は、所在地、名称・代表者の役職名及び氏名).....

性別 (いずれかに○)..... (男)..... 女.....

生年月日..... T・S・H・R年..... × 月..... △ 日.....

電話..... 0467..... ( 23 )..... 3000.....

**該当の有無は、みどり公園課に問合せください。**

ださい。

次のとおり申請します。

※鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金..... 確認しており、当該要綱に従います。

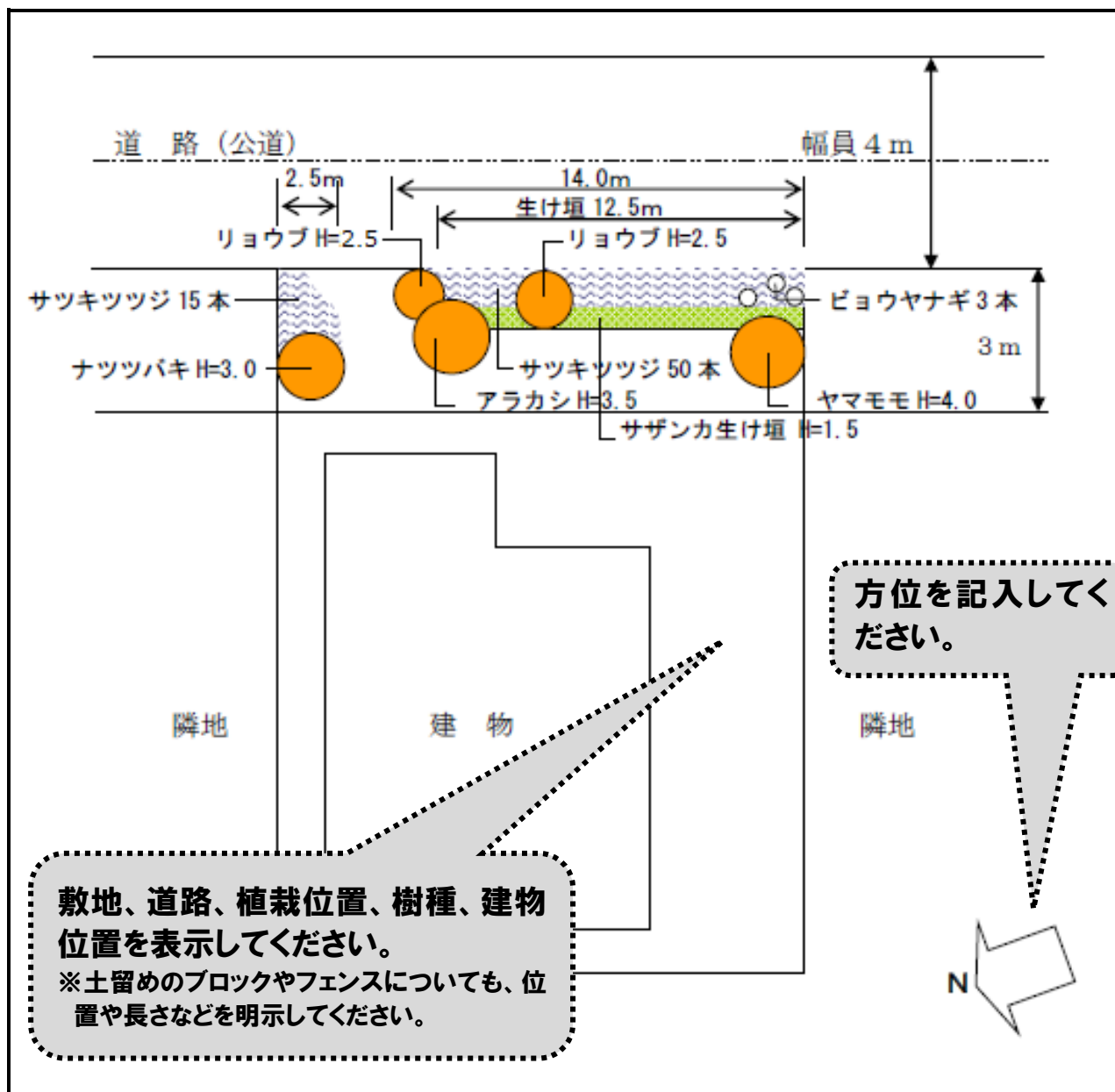
設置場所	鎌倉市 御成町 18番10号					
接道緑化の 取り決めの有無	<input type="checkbox"/> 有 (要綱第5条第...)	<b>申請から概ね1ヵ月後を 開始時期としてください。</b>			<input checked="" type="checkbox"/> 無	
危険ブロック塀等 補助金交付 (鎌倉 市立小学校の通学 路に面したものに 限る。)の有無	<input type="checkbox"/> 有				<input checked="" type="checkbox"/> 無	
工事期間	令和8年 〇月 ×日					
工事予定額	420,000円					
緑 化 の 内 容	延長	16.5m				
	樹木	樹種	区分	高さ	数量	支柱の種類
		ナツバキ(株立ち)	(高)・中・低	3.0m	1本	竹ハツ掛支柱
		アラカシ(株立ち)	(高)・中・低	3.5m	1本	竹ハツ掛支柱
		ヤマモモ	(高)・中・低	4.0m	1本	二脚鳥居支柱
		リョウブ(株立ち)	高・(中)・低	2.5m	2本	竹ハツ掛支柱
		ビョウヤナギ	高・中・(低)	0.6m	3本	
		サツキツツジ	高・中・(低)	0.4m	65本	
	生け垣 (1.0メートル当 たりの植栽本数2 本以上)	樹種	延長	高さ	数量	
サザンカ		12.5m	1.5m	長さ(m)	本数(本)	生垣支柱

**下欄の「緑化の内容」に対応した金額と  
してください。(対象外の工事は含めない額)**

**次ページ記入例を参考にして記入。(接道  
緑化の延長は2.5m+14.0m。)**

添付書類 1 案内図 2 見取り図 3 現況写真 4 見積書 5 その他必要な書類

まち並みのみどりの奨励事業補助金の交付に当たり、当申請書の提出をもって、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)に基づき、同条例第2条第4号に定める暴力団員等に該当しないことを警察機関に照会することに同意したものとみなします。



②補助金を受けるにあたっては、次の事項を遵守してください

- ✓ 先に工事に着手してからの交付申請は、補助の対象となりません。
- ✓ 補助金の交付申請時の計画どおり、施工してください。申請時の内容と異なる接道緑化工事(樹種・樹木の高さ及び本数・生け垣の延長・位置・支柱)が行われた時は、補助金の交付を取り消します。
- ✓ 中木・高木・生け垣は、必ず支柱を設置してください。
- ✓ 植栽工事後は、適切な維持管理に努めてください。

③工事終了後は、「完了届出書」及び「チェックシート」にご記入、ご提出ください。

記入例

完了届書の書き方

まち並みのみどりの奨励事業工事完了届書

		年 月 日
(宛 先) 鎌 倉 市 長		
	住所	〇〇〇〇〇〇
申請人	氏名	鎌倉 太郎
	電話	△△ (△△)
次のとおり、工事が完了したので届け出ます。		
設置場所	鎌倉市〇〇〇〇〇〇〇〇	
着工年月日	令和〇年 △月 △日	
完了年月日	令和〇年 △月 △日	
工事完了額	●●●● 円	
補助金額	●●●● 円	
振込先	金融機関名	銀行 信用組
	口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座名義 (カタカナ)	
備		

申請の際に記載した住所、氏名、電話番号と同じ内容を記入してください。  
※申請書の提出後に転居し住所の変更があった場合は、住民票の写しを添付してください。

申請の際に記載した設置場所を記入してください。

着工と完了年月日は、実際に工事を始めた日、完了した日を記入してください。(注:市から郵送された交付等決定通知書に記載された工事期間内としてください。)

振込先は、申請者の口座としてください。

市から郵送された交付等決定通知書に記載された補助金額を記入してください。

工事完了額は、申請書に記載した工事予定額と同じ金額を記入してください。

## 施工業者が手続きを代行する場合は、委任状を提出してください。(記載例)

### 委任状

(宛先) 鎌倉市長

原本を提出してください

私は、下記の者を代理者と定め、まち並みのみどりの奨励事業補助金交付申請書等の書類の提出、市から交付される助成金交付決定通知書等の受領、並びにその他の権限を委任します。

記

設置場所	今泉台五丁目 678 番 9
委任先	大船造園株式会社 代表取締役 大船森男
	〒247-0000 鎌倉市〇〇一丁目 2-3 (電話) 0467-12-3456

施工業者の会社名、代表者名、住所、電話番号を記載

日付、申請者の住所・氏名を明記し、押印(直筆の場合は押印省略可)

令和 8 年 4 月 1 日

住所 鎌倉市御成町 18 番 10 号

氏名 鎌倉 太郎

印

## よくある質問 (Q&A)

Q1 申請書を提出してから補助金の交付決定までどの位かかりますか。

A1 1ヵ月程度で補助金交付等決定通知書を郵送しています。この通知書が届いた後、緑化工事を行ってください。

(補助金申請・交付の流れについては、4ページをご参照ください。)

Q2 15~16ページ「樹種の紹介」にある樹種の中から選ばなくてはならないのですか。

A2 この冊子では一般的な樹種を紹介していますが、表にあるもの以外の樹種を植えていただいてかまいません。ただし、ビャクシン類(カイヅカイブキ・ハイビャクシン・一部のコニファー等)、キョウチクトウ、竹類は補助対象外になりますのでご注意ください。

**ビャクシン類** 「赤星病菌」の宿主となり、胞子を放出することで周辺のバラ科の樹木に病害を及ぼす可能性があるため、植栽を推奨していません。

**キョウチクトウ** 人体に有毒となる物質を含むことから、植栽を推奨していません。

**竹類** 樹木ではなく、草本類の扱いであるため、本補助事業の対象としていません。

Q3 補助金の受付期間は、いつまでですか。

A3 年度末の3月中に工事の完了を確認する必要があるため、1月上旬を申請書の提出期限とします。なお、年度ごとの予算の範囲内で補助を行っているため、年度内の申請額の累計が年度の予算額を超えた場合、その年度の受付を終了いたしますので、ご了承ください。

## 5 ホームページでの案内

各様式は鎌倉市ホームページ内「まち並みのみどりの奨励事業(接道部の緑化への補助金の交付)」ページ

(<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/midori/machinami.html>)

から印刷の上、ご記入いただくこともできます。

## 6 接道緑化のプランの立て方

### ① 植栽の計画

助成の対象となる「接道部」とは、公的空間である道路と、建築物の敷地が接する部分のことです。

接道部の緑化のプランは、プライバシーの保護や防犯などの機能のほか、道路からの見え方にも配慮して検討しましょう。

また、将来、樹木や生け垣が大きく生長しても、道路にはみ出さないように、緑化するエリアにゆとりを持った計画にしましょう。

■ 植栽の施工業者に依頼するときに、次の事項について確認してください。

- 緑化する場所の環境条件（土壌・日照・水分など）はどうなっているか。
- 樹木の大きさ、機能（防犯・目隠し・花や果樹を楽しむなど）、イメージ（和風か洋風かなど）を検討して、樹木の配置を検討する。
- 環境条件と樹木の配置に適した樹種は何か。（15ページの表を参考）
- 希望の樹木が手に入る時期であるか、緑化工事の予算はいくらか。
- 緑化工事の時期をいつにするか。
- 鎌倉市風致地区条例等の基準に合致しているか（風致地区内のみ）。

※接道緑化に先立って、危険ブロック塀等を除却する場合、補助金制度があります。詳しくは、**建築指導課**（0467-23-3000（代表））までお問い合わせください。

### ② 緑化工事の時期

樹木の植付けは、一般的には樹木の生長が止まる頃から発芽前までの休眠期（秋～春）がよいとされています（ただし、厳寒期は避けます）。

以下に、樹木の植付けの時期のおおよその目安をあげておきます。

**針葉樹**……新芽が出始める前の4月～5月頃が適期です。

**常緑広葉樹**……新芽が出始める前の4月～5月頃、又は新芽が固まる梅雨時が適期です。

**落葉広葉樹**……落葉している期間が適期ですが、厳冬期は避け、10月～11月頃の落葉後、又は新芽が出始める前、4月頃の比較的暖かくなった時が適期です。

### ③ 水はけ

植付けの際に注意したいのは、水はけの問題です。水が土中に滞留すると根腐れを起こしやすくなり、また、水はけが過度によすぎると水不足を起こすの

で注意が必要です。

#### ④ 土壌

樹木には、根の伸長を妨げず、持続的に空気・水分・養分を適度に供給できる柔らかい土壌が、地表から十分な深さまであることが必要です。

植付けにあたっては、腐葉土や堆肥などを混ぜた土で埋め戻すと、土壌が団粒構造となって効果的です。

また、植付け場所の土壌が著しく不良な場合は、客土や土壌改良が必要です。

表 植物に必要な土壌の厚さと灌水の関係

土壌の厚さ	15cm	30cm	45cm	60cm	90cm	150cm
芝草	△	◎	◎	◎	◎	◎
小低木	×	△	◎	◎	◎	◎
大低木・中木	×	△	○	◎	◎	◎
浅根性高木	×	×	△	○	◎	◎
深根性高木	×	×	×	△	○	◎

◎ 通常の維持管理だけで充分生育可能

△ 灌水によって水分を補えば生育可能

○ 若木の段階から植栽しておけば生育可能

× 植栽することが困難、生育不可能

(興水肇『建築空間の緑化手法』彰国社より)

#### 庭木の相談をされたい方へ ～緑の相談コーナーについて～

(公財)鎌倉市公園協会では、鎌倉中央公園内に「緑の相談コーナー」を設置し、ご家庭の園芸に関する質問に対して、専門相談員がお答えしています。植物の育て方、樹木の病害虫、生け垣の手入れに関する事など、幅広く対応していますのでお気軽にご相談ください。

また、同公園内に「生け垣見本園」がありますので、生け垣設置の参考にしてください。

○場 所 鎌倉中央公園管理事務所内（鎌倉市山崎1667）

電 話 0467-45-2750

e-mail info@kamakura-park.com

※電話やメールによる相談も可能です。

○相 談 日 毎週 金・土・日・月曜日と祝日

※ただし、年末年始（12/29～1/3）は除きます。

○相談時間 午前9時～12時 午後1時～4時

# 7 樹種の紹介

**高木**：成木の樹高4m以上 **中木**：成木の樹高1.5～4m **低木**：成木の樹高1.5m以下  
 この表では、高中低木を成木の樹高で分類していますが、庭木として植栽する場合、剪定により樹高を管理するため、高中低木の分類は目安としてください。

**花・実**：花季、結実期と代表的な色。

**性質・特性**

**陰陽** ○：陽樹（日光を多く必要とし、日向でよく育つ樹木） ●：陰樹（弱い光でも光合成ができ、日陰でも育つ樹木） △：中庸樹

**成長** ◎：とても早い ○：早い ×：遅い

**耐煙・耐潮** ○：強い ×：弱い

**乾湿** 乾：乾いた土地を好む 湿：湿った土地を好む 中：中庸

**土壌** 砂：砂質土を好む（粘土含量 24.9%以下）、壤：壤土を好む（粘土含量 25～37.4%）、埴：埴土を好む（粘土含量 37.5%以上）

**移植** ○：容易 △：中庸 ×：困難

分類	樹種	花	実	性質・特性							備考	
				陰陽	成長	耐煙	耐潮	乾湿	土壌	移植		
常緑針葉樹	高木	イチイ	10-11 赤	●	×			中	壤	×	生け垣	
		イヌマキ	10 花托赤	●	×		○	湿	砂	△	生け垣	
		クロマツ		○	×		○	乾	砂	△		
		コウヤマキ		●	×			湿	砂	×		
		サワラ		△	○			中	壤	○	生け垣	
常緑広葉樹	高木	アラカシ		△	○	○		中	壤	△	生け垣	
		クスノキ	5 黄緑		△	○	○	○	中	壤	△	
		クロガネモチ	5-6 淡紫	12 赤	△		○	○	中	壤	△	
		シラカシ			△	○	○	○	中	壤	△	生け垣
		スタジイ	6-7 黄		△	○	○	○	中	壤	○	
		タイサンボク	5-6 乳白		○			○	中	壤	×	
		タブノキ	4-5 黄緑	黒紫	●	○	○		中	壤	×	
		マテバシイ	6 黄褐		○	○	○	○	中	埴	×	
		モチノキ	4 黄緑	10-11 赤	●	×	○	○	中	壤	○	生け垣
		モッコク	7 帯黄白	9-10 淡紅	●	×	○	○	中	壤	×	
		ヤマモモ	3-4 暗赤	6-7 赤	●	×	○	○	中	壤	△	
		ユズリハ	5-6 緑黄		○	×		○	湿	埴	×	
落葉広葉樹	高木	アキニレ		○	×	○	○	湿	埴	○		
		イヌシデ		△	○		×	中	壤	○		
		イロハモミジ		9-10 紅	△	○	×	×	湿	壤	○	
		エゴノキ	5-6 白	9-10 黄褐	●			○	中	壤	△	
		エノキ	4-5 淡黄	橙	○	×		○	中	壤	○	
		エンジュ	7-8 淡黄		○	○	○		中	壤	△	
		オオシマザクラ	3-4 白		○	○	○	○	中	壤	○	
		クヌギ			○	○			湿	壤	△	
		コナラ		9-10 褐	○		×	×	乾	壤	△	
		コブシ	3-4 白		△	○			湿	壤	△	
		サトザクラ	4 淡紅		○	○		×	中	砂	△	
		シダレザクラ	4-5 淡紅		○	○	○		湿	壤	×	
		ナツツバキ	6 白		△	○			中	壤	△	
		ハクウンボク	5-6 白		●	○			中	壤	○	
		ハクモクレン	3-4 白		○	×			中	壤	×	
		ハルニレ	4-5 黄		○			○	中	壤	×	
		ヒメシャラ	6-7 白		△	○			中	壤	×	
		ヤマザクラ	4 淡紅		○	○	×	×	中	砂	×	
		ヤマボウシ	6-7 白	9-10赤	△				湿	壤	○	

分類	樹種	花	実	性質・特性							備考	
				陰陽	成長	耐煙	耐潮	乾湿	土壌	移植		
常緑広葉樹	中木	アオキ	12 赤	●	○	○	○	中	壤	○		
		イヌツゲ	6-7 白	黒	●		○	○	中	壤	○	生け垣
		ウバメガシ			△		○	○	中	壤	×	生け垣
		カクレミノ	6-7 淡黄	11 黒	●		○	○	湿	埴	×	
		カナメモチ	5-6 白	11 赤	△	○	○	○	中	壤	△	生け垣
		キンモクセイ	9-11 橙黄		△				中	壤	△	
		ゲッケイジュ	4-5 淡黄		●	○	○	○	中	壤	×	
		サザンカ	10-3 紅白		●			○	中	壤	○	生け垣
		サンゴジュ	6 白	9-10 赤	●	◎	○	○	湿	壤	○	生け垣
		トベラ	5-6 白	11 褐赤	●	○	○	○	中	壤	×	
		ネズミモチ	6-7 白	10-11 黒	●	○	○	○	中	壤	○	生け垣
		ヒイラギモクセイ	9-10 白		●	○	○	○	湿	壤	○	生け垣
		ヤブツバキ			●	×	○	○	中	壤	△	生け垣
		マサキ	6-7 淡緑	12-2 橙赤	●	○	○	○	中	壤	○	生け垣
落葉広葉樹	中木	ウメ	2-3 白赤	6-7 緑	○	×		○	中	砂	○	
		カイドウ	4-5 紅白		○				中	埴	△	
		サルスベリ	7-9 淡紅		○			○	乾	砂	○	
		シモクレン	4 暗紫		○	×			中	壤	×	
		ハナミズキ	4-5 白桃	9-10 深紅	○		×		中	砂	△	
		ムクゲ	8-10 白桃		○	◎	○		湿	壤	○	
		ライラック	4-5 紫白		○				中	壤	○	
		リョウブ	7-9 白	10-11 褐	○				中	壤	○	
常緑広葉樹	低木	アセビ	4-5 白		●	×	○		乾	壤	△	
		オオムラサキツツジ	5 紅紫		○	○	○		中	壤	○	
		カンツバキ	11-2 淡紅		●	×	○	○	中	壤	△	
		キリシマツツジ	4-5 紅他		○	×	○		中	壤	○	
		クちなし	6-7 白	10-12 橙	△	○	○		中	壤	○	
		コクちなし	6-7 白	10-12 橙	△	○	○		中	壤	○	
		サツキ	6 紅他		○		○		中	壤	○	
		シャリンバイ	5-6 白	10-11 黒	○	×	○	○	中	壤	○	
		ジンチョウゲ	3 紫紅	6 紅	●	×	○		湿	壤	×	
		ハクチョウゲ	5-6 白		△			×	中	壤	○	
		アベリア	6-10 白		△				乾	壤	○	
		ハマヒサカキ	3-4 緑白		●	×	○	○	中	壤	○	
		ヒイラギナンテン	3-4 黄	6 紫黒	●	×	○		湿	壤	○	
		ビョウヤナギ	6-7 黄	9-10 褐	△	○			乾	壤	○	
ピラカンサス	5 白	12-2 橙赤	○	○	○		中	壤	×	生け垣		
ヒラドツツジ	4-5 紅白		○				中	壤	△			
落葉広葉樹	低木	アジサイ	5-7 紫他		●			×	中	埴	○	
		ウメモドキ	6 淡紫	10-2 赤	○	×			中	壤	○	
		トサミズキ	3-4 黄		○	○			中	壤	○	
		ドウダンツツジ	4-5 白		○	×		×	中	壤	○	生け垣
		ニシキギ	5-6 淡黄	10-11 赤	●	○			中	埴	○	
		ハギ	7-9 紅紫		○	◎			中	壤	○	
		ヒュウガミズキ	3 黄		△	○	○		中	壤	○	
		フヨウ	8-9 淡紅	10-11 褐	○	◎	○	○	湿	埴	△	
		ボケ	3-4 紅白		○	○	○		中	壤	△	
		ミツバツツジ	4 紅紫	9-10 褐	△				中	壤	○	
		ムラサキシキブ	6-7 淡紫	10-11 紫	△	○			中	壤	○	
		ヤマツツジ	4-5 赤		○				中	壤	○	
		ヤマブキ	4-5 黄		△	○			湿	壤	○	
		ユキヤナギ	3-4 白	9-10 黄褐	△	○	○		中	壤	○	
レンギョウ	3-4 黄	10-11 褐	○	◎			中	壤	○			

〈参考〉鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱(抜粋)

鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、まち並みのみどりの推進を図るため、本市内において接道部の緑化（以下「接道緑化」という。）をする者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 接道部 建物敷地等のうち道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。）に接する部分をいう。

(2) 生け垣 樹高のほぼ均一な樹木を列状に植え並べ、竹、丸太等を補助材料に用いた垣根をいう。

(3) 高木 植栽時の樹高が3メートル以上の樹木をいう。

(4) 中木 植栽時の樹高が1.5メートル以上3メートル未満の樹木をいう。

(5) 低木 植栽時の樹高が1.5メートル未満の樹木をいう。

(6) 建物敷地等 住宅、店舗、事業所等の建築敷地及び駐車場として利用する土地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市内において建物敷地等を所有し若しくは使用する者で、当該建物敷地等の接道緑化をする者又は、鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱に基づく補助金（以下「危険ブロック塀等補助金」という。）の交付を受けてブロック塀等を除却する者で当該補助金の交付決定後1年以内にまち並みのみどりの奨励事業の交付申請を行い、危険ブロック塀等補助金の交付対象となったブロック塀等にかえて建物敷地等に接道緑化をする者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 販売を目的として所有する建物敷地等の接道緑化をする者

(2) 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）の規定により接道緑化をする者

(補助金の交付対象基準)

第4条 補助金の交付対象となる接道緑化の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 接道緑化の延長が3メートル以上であること。

(2) 接道面から3メートル以内に植栽される樹木又は設置される生け垣であること。ただし、樹木と生け垣を組み合わせるときは、生け垣より建物敷地等の内側に植栽される中木及び低木は、補助対象としない。

(3) 生け垣は、植栽時の高さが0.5メートル以上であり、かつ、植栽の本数が1.0メートルにつき2本以上であること。

(4) 高木、中木の植栽にあたっては、支柱の設置を標準とする。

(5) 生け垣の補助材料は、丸太と竹を組み合わせた布掛け（植樹帯用）支柱を標準とする。

(6) 地被植物（樹高が20センチメートル未満のもの）は補助対象としない。

(7) 樹種は、市長の推奨するもので、樹木が健全であること。

(8) 植栽は地植えであること。プランター、鉢類への植栽は補助対象としない。

(9) 苗木を無償で提供を受けた場合など、樹木費の経費が発生しないものは補助対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、接道緑化に係る工事（以下「接道緑化工事」という。）に要する樹木費、資材費及び手間賃を基礎に市長が別に算出した標準経費（工事予定額が当該標準経費に満たない場合は、当該工事予定額とする。）の1/2の額（次に掲げる区域内において接道緑化の取決めがある場合は、2/3の額。危険ブロック塀等対策事業補助金（鎌倉市立小学校の通学路（補助金交付申請を行う年度の4月1日時点のもの）に面したものに限る。）の交付を受けてブロック塀等を除却する者で危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定後、1年以内に当該補助金の交付対象となったブロック塀等にかえて建物敷地等に接道緑化をする場合は、9/10の額）とし、150,000円を限度とする。

(1) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条第2項第1号及び第54条第1項に規定する緑地協定区域

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第1項の規定により地区計画が定められた区域

(3) 景観法（平成16年法律第110号）第81条第2項第1号に規定する景観協定区域

(4) 鎌倉市まちづくり条例（平成23年10月条例第8号）第13条第1項に規定する自主まちづくり計画策定地区の区域

(5) 鎌倉市都市景観条例（平成18年9月条例第16号）第17条第1項に規定する景観形成地区の区域

2 前項の補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、接道緑化工事に着手する前に、まち並みのみどりの奨励事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 見取図
- (3) 現況写真
- (4) 対象となる接道緑化工事に係る見積書
- (5) 危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書の写し(通知日が過去1年以内のもの。危険ブロック塀等補助金を受ける者に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、まち並みのみどりの奨励事業補助金交付等決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(完了届)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、接道緑化工事を完了したときは、まち並みのみどりの奨励事業工事完了届書(第3号様式)に完成写真その他市長が必要と認める書類を添えて市長に速やかに提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により、接道緑化工事の完了の届出があったときは、当該工事完了の確認を行い、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金受領者の遵守事項)

第10条 補助金の交付を受けた者(以下「補助金受領者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 接道緑化工事を完了した日から5年間は、樹木を伐採しないこと。
- (2) 植栽した樹木の健全な育成に努めること。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金受領者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請者から接道緑化工事の申請の取下げがあったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 危険ブロック塀等補助金を受ける者にあつては、当該補助金に係る申請の取下げ又は交付の取消しがあったとき。
- (4) 補助金の交付決定を受けた内容と異なる接道緑化工事が行われたとき。
- (5) 前条各号に規定する補助金受領者の遵守事項に違反したとき。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱(昭和41年2月告示第23号)を準用するほか、市長が別に定める。



まち並みのみどりの奨励事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住所.....  
フリガナ

申請人 氏名.....  
(法人の場合は、所在地、名称・代表者の役職名及び氏名)

性別(いずれかに○) 男 ・ 女

生年月日 T・S・H・R 年 月 日

電話 ( )

※法人の場合は、別紙「役員一覧」を併せてご提出ください。

次のとおり申請します。

※鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱の規定を確認しており、当該要綱に従います。

設置場所	鎌倉市						
接道緑化の取り決めの有無	<input type="checkbox"/> 有 (要綱第5条第 号該当)			<input type="checkbox"/> 無			
危険ブロック塀等補助金交付の有無	<input type="checkbox"/> 有			<input type="checkbox"/> 無			
工事期間	年 月 日 ~		年 月 日				
工事予定額							
緑化の内容	延長						
	樹木	樹種	区分	高さ(m)	数量	支柱の種類	
			高・中・低				
			高・中・低				
			高・中・低				
			高・中・低				
			高・中・低				
			高・中・低				
	生け垣 (1.0メートル当たりの植栽本数2本以上)	樹種	延長	高さ	数量		支柱の種類
					長さ(m)	本数(本)	

添付書類 1案内図 2見取り図 3現況写真 4見積書 5その他必要な書類

まち並みのみどりの奨励事業補助金の交付に当たり、当申請書の提出をもって、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)に基づき、同条例第2条第4号に定める暴力団員等に該当しないことを警察機関に照会することに同意したものとみなします。

## 接道緑化工事見取り図

- (注1) 敷地、道路、植栽位置、樹種、建物位置を表示してください。  
(注2) 方位を記入してください。

調査欄

① チェックシート（申請用）

- ※ このチェックシートの各項目をチェックした上で、「まち並みのみどりの奨励事業補助金交付申請書」と一緒に提出してください。

申請人氏名\_\_\_\_\_

【申請前】

- 新たに植栽する生け垣や樹木の延長が3m以上である。また、接道面から3m以内に植栽する。
- 道路は幅員が4m以上である。又は4m未満の道路であるが、必要な後退をした位置より内側に植栽する。
- 販売を目的として所有する建物敷地ではない。
- 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例による接道緑化を行うものではない。  
または、同上条例等の規定により緑化が行われた建物敷地であるが、開発事業完了後5年以上経過しているか、建物敷地全体の緑化が同上条例等の基準に合致するものである。（ご不明であれば、お問い合わせください。）
- 接道緑化の対象となる植栽等の道路側に、塀等の工作物（高さが建築敷地地盤面から40cmを超えるもの）が設置されていない。また、設置の計画もない。
- 接道緑化の対象となる植栽予定の樹種は、ビャクシン類（カイズカイブキ・ハイビャクシン・一部のコニファー類）、キョウチクトウ、竹類ではない。
- 中木及び高木には、支柱を設置することとしている。
- 生け垣の植栽本数は、生け垣の長さ1.0m当たり2本以上である。
- 鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金（鎌倉市立小学校の通学路（補助金交付申請を行う年度の4月1日時点のもの）に面したものに限る。）の交付決定を受けて、1年以内にこれに替わる緑化をする場合は、「鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書」の写しを添付してある。

【申請書】

- 「まち並みのみどりの奨励事業補助金交付申請書」の裏面に接道緑化工事見取り図が記載してある。又は別に見取り図を添付してある。
- 見積書は、補助対象となる植栽工事のみの見積である。
- 見積書は、申請日以前の日付で発行されており、社印等が押印されている。
- 工事前の写真が添付してある。

このチェックシートでご不明な項目がありましたら、みどり公園課にお問い合わせください。

（鎌倉市都市整備部みどり公園課 電話0467-61-3486）



まち並みのみどりの奨励事業工事完了届書

年 月 日									
(宛先) 鎌倉市長  <div style="text-align: center;">住所</div> 申請人 氏名  電話 (            )  次のとおり、工事が完了したので届け出ます。									
設置場所	鎌倉市								
着工年月日	年 月 日								
完了年月日	年 月 日								
工事完了額	円								
補助金額	円								
振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫				本店			
		信用組合 農協				支店			
	口座番号	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座						
	口座名義 (カタカナ)								
備 考									

(注) 太枠の中だけ記入してください。

添付書類 1 完成写真 2 領収書の写し 3 その他必要な書類



## チェックシート（完了届用）

※ このチェックシートは、各項目をチェックした上で、「まち並みのみどりの奨励事業工事完了届書」と一緒に提出してください。

申請人氏名\_\_\_\_\_

### 【完了届】

- 植栽工事は、申請した内容どおりに施工されている。
- 領収書の金額は、申請書に添付した見積書と同じ金額である。
- 領収書は、完了届出書の提出日以前の日付で発行されており、社印等が押印されており、必要な印紙が貼付されている。（コピー可）
- 工事完了後の写真が添付してある。
- 危険ブロック塀等対策事業補助金の交付を受けている場合は、提出した危険ブロック塀等対策事業工事完了届の写しを添付してある。

このチェックシートでご不明な項目がありましたら、みどり公園課にお問い合わせください。

（鎌倉市都市整備部みどり公園課 電話0467-61-3486）